

老発0116第3号
令和6年1月16日

各 都道府県知事 殿
市町村長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

令和六年能登半島地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令等の施行等について（通知）

令和六年能登半島地震による災害に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（令和6年厚生労働省令第3号。以下「特例省令」という。）及び特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件（令和6年厚生労働省告示第6号。以下「告示」という。）が本日、別添1及び2のとおり公布及び告示され、同日施行及び適用されたところです。

特例省令及び告示の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、関係者、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第1 特例省令について

1 制定の趣旨

令和6年能登半島地震による災害により市町村が要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の更新に係る事務を行うことが困難である状況に鑑み、要介護認定等に係る有効期間を延長するための措置を講ずる。

2 特例省令の概要

① 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第1項関係）

令和6年能登半島地震による災害に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間については、従来の期間に新たに12月間までの範囲内で市町村が定める期

間を合算できること。

② 特例の対象について（第2項関係）

①の特例は、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に、①の特例の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

3 施行期日

令和6年1月16日

第2 告示について

1 制定の趣旨

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特措法」という。）は、行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種特別措置を災害時に迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用される。

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）において、令和6年能登半島地震による災害が特定非常災害に指定されたことに伴い（別添3）、特定被災区域内において、特措法第3条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する特定権利利益（その存続期間が特定非常災害の発生日（令和6年1月1日）以後に満了するものに限る。以下「特定権利利益」という。）の満了日を同年6月30日まで延長する措置の対象となる特定権利利益を告示するもの。

2 告示の概要

令和6年能登半島地震による災害に際し、特定権利利益に係る満了日を同年6月30日とする措置を次のように指定すること。

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
- ② 法第42条の2第1項本文の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
- ③ 法第46条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
- ④ 法第48条第1項第1号の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）

- ⑤ 法第 53 条第 1 項本文の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
 - ⑥ 法第 54 条の 2 第 1 項本文の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
 - ⑦ 法第 58 条第 1 項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
 - ⑧ 法第 69 条の 7 第 1 項の規定に基づく介護支援専門員証の交付
 - ⑨ 法第 94 条第 1 項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）
 - ⑩ 法第 107 条第 1 項の規定に基づく介護医療院の開設の許可（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）
 - ⑪ 法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の規定に基づく第 1 号事業に係る指定事業者の指定（特定被災区域内に在る事業所に係るものに限る。）
 - ⑫ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定（特定被災区域内に在る施設に係るものに限る。）
- ※ ①から⑫までに掲げる特定権利利益について、更新等の申請があった場合には、延長後の有効期間を前提として更新等の手続きを行うこととなり、原則として、延長後の有効期間は、令和 6 年 7 月 1 日から起算することとなる。告示の適用期日前に更新の申請がなされた特定権利利益であって、処分がなされていないものについても同様である。

3 適用期日

令和 6 年 1 月 16 日

(参考) 災害救助法が適用された市町村一覧

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

(参 考)

令和 6 年 1 月 11 日
内閣府政策統括官（防災担当）
総 務 省
法 務 省

「令和 6 年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1 政令の趣旨

- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日の延長等に関する各種の特別措置を、政令で定めることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるもの。
- 今回の令和 6 年能登半島地震においては、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害が多数であるとともに、未だ多くの被災者が避難生活を余儀なくされ、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じている状況にあり、かつ、その復旧・復興には時間を要することが見込まれるところ。
- このように大規模な非常災害である「令和 6 年能登半島地震による災害」について特定非常災害として指定するとともに、行政上の権利利益の満了日の延長等を行うことにより、被災者の権利利益の保全等を図ろうとするもの。

2 政令の概要

- (1) 令和 6 年能登半島地震を特定非常災害として指定する。(法第 2 条、政令第 1 条)
- (2) この特定非常災害に対し、次に掲げる措置を適用する。(政令第 2 条)
 - ① 行政上の権利利益の満了日の延長 (法第 3 条、政令第 3 条)

特定非常災害の被害者が、自動車運転の免許のような有効期限のついた許認可

等の行政上の権利利益について、更新等のために必要な手続をとれない場合があることを考慮して、許認可等に係る有効期限を令和6年6月30日まで延長することができること。

※ 延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、可能な限り速やかに各府省等の告示により別途指定。

② 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責（法第4条、政令第4条）

事業報告書の提出、薬局の休廃止等の届出のような履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても令和6年4月30日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないとすること。

③ 法人の破産手続開始の決定の特例（法第5条、政令第5条）

特定非常災害により債務超過となった法人については、債権者から破産手続開始の申立てがされたとしても、支払不能等の場合を除き、令和7年12月31日までは破産手続開始の決定をすることができないこと。

④ 相続の承認又は放棄をすべき期間の特例（法第6条、政令第6条）

特定非常災害発生日（令和6年1月1日）において、令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された区域に住所を有していた相続人については、相続の承認又は放棄をすべき期間を令和6年9月30日まで伸長すること。

⑤ 民事調停法による調停の申立ての手数料の特例（法第7条、政令第7条）

特定非常災害発生日において、令和6年能登半島地震に際し災害救助法が適用された区域に住所等を有していた者が、今般の災害に起因する民事に関する紛争について、令和8年12月31日までの間に民事調停法による調停の申立てをする場合には、申立手数料を不要とすること。